

東京大学における遺贈取扱規則

令和4年3月24日

役員会議決

東大規則第103号

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学寄附取扱規則(平成16年9月30日東大規則第234号。以下「寄附規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)における遺贈の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺贈 遺言により自己の財産の全部又は一部を寄附することをいい、民法(明治29年法律第89号)第964条に規定する包括遺贈及び特定遺贈をいう。
- (2) 部局 寄附規則第5条第1項に規定する部局をいう。
- (3) 特定遺贈 遺産のうち特定された財産を対象とする遺贈をいう。
- (4) 包括遺贈 遺産のうち全部又は一定の割合で示された部分を対象とする遺贈をいう。
- (5) 株式等 東京大学における寄附による株式等取得取扱規則(平成18年1月30日東大規則第55号。以下「株式等規則」という。)第2条第1号に規定する株式等をいう。
- (6) 限定承認 民法第922条に規定する遺贈によって得た財産の限度においてのみ遺言者の債務を弁済することを留保して行う承認をいう。
- (7) 単純承認 民法第920条に規定する遺言者の権利義務を無限に承継する承認をいう。

(遺贈の判定等)

第3条 部局の長は、遺贈の申入れがあったときは、受入決定前かつ速やかにディベロップメントオフィス(東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置されるものをいう。以下同じ。)の長に対し、報告しなければならない。

2 部局の長は、ディベロップメントオフィスの長から求められたときは、速やかに、前項の遺贈に係る必要な情報の提供を行うものとする。

3 ディベロップメントオフィスの長は、第1項の報告を受けたときは、当該遺贈が特定遺贈であるかを判定し、その結果を、部局の長へ通知する。

(特定遺贈に関する取扱い)

第4条 前条第3項の規定により、特定遺贈であると判定された場合については、寄附規則第1条に規定する寄附として、同規則の規定を適用する。

(特定遺贈ではないと判定された遺贈に関する取扱い)

第5条 第3条第3項の規定により、特定遺贈ではないと判定された場合、株式等及び不動産（当該遺贈に含まれる不動産であって現物寄附されるものをいう。以下同じ。）を除く遺贈については、この規則に定めるもののほか、東京大学基金規則（平成16年9月30日東大規則第235号。以下「基金規則」という。）第3条の2第1項に規定する寄附として、同規則の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、株式等の遺贈については、この規則に定めるもののほか、寄附規則第2条第2項に規定する株式等の寄附として、株式等規則の規定を適用する。

3 第1項に規定する場合において、不動産の遺贈については、この規則に定めるもののほか、寄附規則第1条に規定する寄附として、同規則の規定を適用する。

（特定遺贈ではないと判定された遺贈の受入）

第6条 ディベロップメントオフィスは、第3条第3項の規定により特定遺贈ではないと判定された場合、当該遺贈の受入れに係る調査及び審査を関係部署と協力して行う。

2 ディベロップメントオフィスの長は、前項の調査及び審査において、包括遺贈であることが判明し、限定承認による受入れが可能と判断した場合、前条の規定を適用し、所定の受入決定を経た後、原則として、裁判所に対し、限定承認に係る申述手続きを行うものとする。

3 ディベロップメントオフィスの長は、前項の限定承認の申述が裁判所に受理されない場合であって、第1項の審査結果に基づき、単純承認を行うことにより東京大学が不利益を受けると判断するときは、当該遺贈を放棄する。

4 ディベロップメントオフィスの長は、第2項の限定承認の申述が裁判所に受理されない場合であって、単純承認を行うことが東京大学にとって利益があると認めるときは、CFO オフィス（東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置されるものをいう。）の長と協議を行う。

5 前項の協議において、ディベロップメントオフィスの長とCFO オフィスの長が単純承認を行うことが東京大学にとって利益があり妥当であると判断するときは、当該遺贈について単純承認をすること又は放棄することの決定は、役員会の議を経て総長が行う。

（配分率）

第7条 ディベロップメントオフィスの長は、特定遺贈ではないと判定された遺贈に係る東京大学基金細則（平成17年1月14日東大規則第273号）第3条第2項の配分率について、同細則の定める範囲内において決定することができる。

（包括遺贈の受入れに係る経費）

第8条 包括遺贈の受入れにあたり、必要な費用及び東京大学が遺言者の債務を弁済する場合の資金は、原則として、東京大学基金の非目的指定寄附基金から支払うものとする。

2 前項に定める弁済資金に不足が生じる場合の取扱いについては、役員会の議を経て総長が決定する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、遺贈の取扱いに関し、必要な事項は、渉外を担当する理事又は副学長が、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

沿革

東京大学における遺贈取扱規則

体系情報

□第4編 研究・交流

▽第2章 研究・産学連携等

沿革情報

◆令和04年03月24日 役員会議決

◇令和06年05月30日